

## 食品表示法第6条第1項及び第3項に基づく指示・公表等の指針について

広島県農林水産局・健康福祉局

### 1 趣旨

食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令（平成27年政令第68号）第5条第1項第1号、第6条第1項第1号及び第7条第1項第1号の規定により都道府県知事が処理する事務とされている食品表示法（平成25年法律第70号。以下「食品表示法」という。）第6条第1項及び第3項に基づく指示並びに食品表示法第7条に基づく公表等についての指針を定める。

### 2 指針の考え方

食品表示法の趣旨に基づき、食品を摂取する際の安全性の確保及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保に資するための表示の適正化を目的とし、食品表示法第4条第1項に基づき定められた品質又は衛生及び保健に関する表示の基準（以下「食品表示基準」という。）に係る違反（以下「食品表示基準違反」という。）の再発防止等を考慮し、県の調査に基づき措置を判断する。

### 3 指示等の判断指針

#### (1) 指示を行う場合

次に掲げる場合は、食品表示基準違反をした食品関連事業者に対して、食品表示基準に従った表示事項を表示するよう又は遵守事項を遵守するよう指示を行う。

- ① 食品表示基準違反をした場合（ただし、(2)による指導を行う場合を除く。）
- ② (2)による指導を行ったにもかかわらず、当該指導に従わなかったことが確認された場合

#### (2) 指導を行う場合

食品表示基準違反について常習性がなく過失による一時的なものであることが明らかであり、かつ、当該違反をした食品関連事業者が直ちに改善方策を講じている場合は、食品表示基準違反をした食品関連事業者に対して、食品表示基準に従った表示事項を表示するよう又は遵守事項を遵守するよう指導を行う。

### 4 指示した場合の公表の内容

食品表示法第7条に基づく公表の内容は、次のとおりとする。

- ① 食品表示基準違反をした食品関連事業者の氏名又は名称及び住所
- ② 食品表示基準違反の事実（広島県情報公開条例（平成13年条例第5号。以下「公開条例」という。）に照らして不開示と判断されるような例外的な事実がある場合は、当該事実を除く。）
- ③ 指示の内容

## 5 書類の整備・保存に関する指導の指針

食品関連事業者が、食品の表示に関する情報が記載された書類の整備・保存を怠っており、報告徴収又は立入検査を行った際に食品の表示を適正に行っていることの根拠となる情報が記載された書類について報告又は開示をしない場合は、当該書類を整備・保存するよう指導する。

## 6 指示以外の公表の指針

### (1) 早急な公表の必要性がある場合

消費者利益の保護の観点から、食品表示基準違反の事実を早急に公表する必要性が高い場合であって、当該違反の事実が確認されている場合には、指示を行わなくても4の①及び②の事項を公表することができる。

### (2) 5の指導をした場合

5の指導をした場合であって、食品の表示を適正に行っていることの根拠となる情報が記載された書類が整備・保存されていないことにより食品表示基準に違反する蓋然性が高いときは、広島県行政手続条例（平成7年条例第1号。以下「手続条例」という。）第30条第2項に基づき、次に掲げる事項（公開条例に照らして不開示と判断されるような例外的な事実がある場合にあつては、当該事実を除く。）を公表することができる。この場合においては、同条第3項に基づき、行政指導の相手方に対し意見を述べる機会を与えるものとする。

- ① 指導を受けた食品関連事業者の氏名又は名称及び住所
- ② 表示を適正に行っていることの根拠となる情報が記載された書類が開示されなかった場合の当該表示事項
- ③ 指導の内容

## 7 適用年月日

この指針は、平成27年11月9日から適用する。